

## 家屋調査の内容

間取りや仕上げ材料などを確認するため、各部屋を拝見いたします。図面などをお借りすることもあります。また、すでに家屋課税台帳に登録の建物についても、登録事項の変更がないか現況調査を行います。

## 調査にかかる時間

家屋調査にかかる時間は、家屋の規模にもよりますが、一般的な住宅であれば1棟あたり60分程度で調査が終了します。

## 家屋を取り壊した時

その年度の固定資産税は、1月1日現在の家屋所有者に課税され、翌年度からは課税されません。

## 新築や増築に伴い 土地の用途を変更された方へ

住宅用地として使用するようになったなど、土地の利用形態を変更された場合には、土地の課税額が変更になることがあります。

土地の用途を変更された方は、市税務課固定資産税担当までご連絡ください。

## 例えばこのような場合

- ▼新築・増築に伴い、住宅用地を新たに取得
- ▼住宅用地の変更（隣接地の買い足しなど）
- ▼住宅用地以外の土地を住宅用地に変更（土地・家屋の用途変更など）
- ▼住宅用地の全部または一部を別用途に変更（店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど）



## 農地をお持ちの方へ

新築・増築するために、農地を農地以外の用途に使用した場合や、農地法に基づいて農地の転用（許可・届出）をした場合などは、翌年度から宅地並評価となる場合があります。



詳しくは、市税務課固定資産税担当（市役所1階TEL32・2115/FAX33・3401）まで。

この「特定期間」については、年金を受給するために必要な加入月数（原則300月・25年）には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

**特定期間該当届の手続きをすれば、  
無年金を防ぐことができます！**

年金を受け取るためには、一定の「受給資格期間」（保険料を納めている期間など）が必要です。

### 【老齢基礎年金】

25年以上の「保険料を納めている期間など」があること

### 【障害・遺族基礎年金】

加入期間の2/3以上が「保険料を納めている期間など」であることなど

特定期間該当届の手続きをすれば、「未納期間」が「受給資格期間」に算入できるようになりますので、老齢基礎年金だけでなく、万一の時の障害・遺族基礎年金の受給権確保につながります。

### 【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所（☎088・652・1511）  
国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570・011・050）

※特定期間該当届は、市町村では取り扱っておりません。